

(2) 緑化助成制度の拡充

- 行政をはじめ、企業、市民、各種団体等の協力を得ながら緑化基金等の創設を図り、これらを活用して公共施設の緑化推進を図るとともに、民有地の緑化や保全すべき緑地の用地取得などに努めます。
- 避難路が指定されている沿道や景観形成を図る場所、緑化重点地区などにおいて優先的に生垣設置の助成、花の種や苗の配布など、各種の緑化等に関わる助成制度を検討します。
- 緑化重点地区内の民有地の緑化を推進するため、緑化施設整備計画認定制度の促進を検討します。

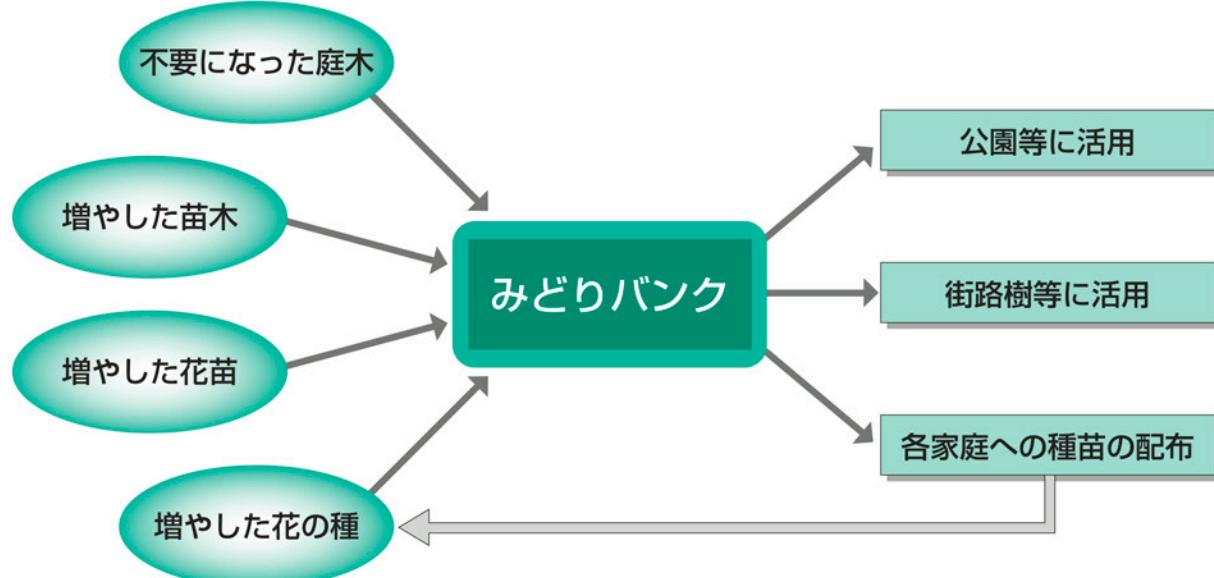
【解説】

緑化施設整備計画認定制度とは、都市緑地法に基づき、都市の緑化を推進するために、緑の基本計画において、緑化重点地区として定められた地区内の民間建築物の屋上、空地、その他の施設内の緑化施設の整備に関する計画（緑化施設整備計画）を市町村長が認定し、支援する制度。これは民間による緑化の自発的な取組みを支援するもので、固定資産税の課税の軽減等の支援措置を受けられる。

(3) 緑の循環システムの構築

- NPOや市民の協力のもとで「みどりバンク」の創出を検討し、各家庭等で不要になった樹木や苗木、花の種や苗を回収し、街路樹や公園樹などへの活用や必要な家庭等へ提供し、緑の有効活用を検討します。
- 在来種や郷土種などによる地域の風土にあった緑化を推進していくとともに、地域内で生産された樹木等を地域内で植栽する「緑の地産地植」を促進するため、植木生産農家の育成など、緑の市内調達に向けた体制づくりとしくみづくりを検討します。

【図表8-3】みどりバンクの展開イメージ



(4) 市民参加の促進に関する方針

- 既存の老朽化した公園などを利用者のニーズにあった公園にリニューアルするため、地域住民が参加した公園づくりのワークショップを実施するなど、行政と市民の協働による公園の再整備を図ります。
- 市民や事業者による緑化活動を推進していくため、専門家による花や緑に関わる技術講習会や自然観察会などを開催します。
- 次代を担う子どもたちに緑に対する認識を深めてもらうため、学校と連携しながら、地域住民をはじめ、各種団体等の協力を得て、緑化教育等の環境学習の充実を図り、市民参加による緑化の促進につなげていきます。



ワークショップの様子

(5) 普及啓発活動と顕彰制度の推進方針

- 「市の木」を制定し、行政は公共施設を中心にシンボルとなる場所での植樹を進めるとともに、苗木の配布などを通じて市民に植樹等を呼びかけ、市全体として特色ある緑の景観形成をめざします。
- 地域の緑を増やすための植樹や花壇の維持管理など、住民や企業等が責任を持って緑化活動や維持管理活動を推進するため、アダプトプログラム制度の普及啓発を図ります。
- 緑化に関する情報提供の強化等により、緑の大切さや重要性の理解促進を図り、緑を守り育てることの意識の高揚を図り、さらに緑化活動の促進を図るために、緑をテーマにしたガイドマップ・パンフレット等の作成に努めます。
- 市民の緑や花づくりへの関心を高めるため、花壇や花のコンクールなどを開催します。
- 花や緑のまちづくりを積極的に推進している団体や個人、環境保全や緑化活動に貢献している民間事業者などを表彰する顕彰制度の創設を検討します。
- 市民や各種団体との協働により、緑化フェアの開催、記念樹の植樹活動の実施など、多くの市民が参加できる各種の緑化イベントを企画・開催します。



アダプトプログラム制度による清掃活動